

# いじめ防止対策基本方針

平成26年12月1日

京都外大西高等学校

## 第1条 目的

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び国及び京都府の定める基本方針を尊重し、全ての生徒及び教職員が、学校の内外を問わず、いじめのない環境作りに取り組むための基本的な方針を定め、以下の条文趣旨遂行に最大努力する。

## 第2条 建学の精神に基づいた取り組み

国及び京都府の基本方針を尊重し、本学園の建学の精神「不撓不屈」に基づいて本校の種々の実情に応じて対応する事とし、状況により第三者の参画を得るなどして、より包括的対応に最大努力する。

今日、若者の育成には、極めて困難な環境が形成されている。すなわち、生きることへの価値観が多様化し、生徒、保護者は何を確固たる価値基準として成長するべきか、育てるべきかという方向性を見失いつつある。

一方で教育の在り方に対する議論は活発であるが、百家争鳴の感を拭えず、未だにこれといった決め手を見出すことができないでいる。特に私立学校にあっては、教職員を取り巻く環境の変化により、教育現場の潤いが消失し、無味乾燥、教育力の弱体化を招くことが危惧されている。

今こそ、我が国の伝統によって醸成されてきたところの、人間教育の根本、絶対必要なものに勇気を以て光を当て、生徒の育成に邁進するべき時である。

すなわち、私立学校は公教育の一翼を担うにあたり、時代を超え、それぞれが独自の「建学の精神」を根幹とし、時代の変化に即応しつつも不変の価値観を堅持、伝統を築いてきた。このよき伝統を抛り所とし、迷うことなく未来有為の人間の教育に尽力しなければならない。

本校にあっては建学の精神「不撓不屈」の生徒への浸透に努め、心豊かで創造性たくましく、いじめを許さない環境作りに真摯に取り組む。

## 第3条 対応の指針

1, 本方針は、生徒の直面する問題がいじめに該当するか否かを問わず、本方針に基づく対応が適切と思われる事案全般の対応の指針とする。

2, 本方針に基づく対応に当たっては、いじめが重大な人権侵害でありながら、社会共同生活の様々な場面で起こりうるという社会の実情を踏まえ、前条の理念に基づき、生徒が将来、いじめという方法を用いることなく社会共同生活を行い、またいじめ被害に遭った場合には、適切に支援を求めることが出来るような力をつけるための教育を第一に考える事とする。

#### 第4条 学校の責務

1, 本校及びその教職員は、全ての生徒が、いじめ等のない環境に於いて、安心して学習その他の活動に取り組むことが出来るようにするため、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに必要な指導及び支援をする義務を有する。

2, 前項の規定はいじめ以外の自由により婚案に直面している生徒への対応についての学校及び教職員の責務を免除するものではなく、学校及び教職員は、生徒の直面する困難の名称如何にとらわれることなく必要な指導及び支援をする責務を有する。

#### 第5条 いじめ等の当事者に対する対応

1, いじめ等の当事者に対しては、それぞれの平穏な学習環境、学校生活の構築を考え、出席の取り扱いについて、柔軟に対応し、当該問題への対応が、関係生徒の将来に無用の影を落とさないように配慮する。

2, いじめ等の当事者の保護者に対しては、適宜情報交換を行い、前項の目的を達するために必要な協力・支援をする。

#### 第6条 いじめ防止等の対策組織

1, いじめ防止等の取り組みについては、生活指導部が所管する。

2, 校長は、必要に応じて生活指導部の教員及び校長が指名する者を加えたいじめ防止等の対策に関する会議（いじめ防止対策推進委員会）を設けることが出来る。

#### 第7条 いじめの防止等の対策組織の取り組み

1, 前条に定める組織は、いじめの防止等に向けた以下の取り組みを実施するために必要な措置を行う。

①生徒に対する啓発活動

②教職員の研修

③その他いじめの予防・対応に関する必要な事項

2, 校長は前項の取り組みについて必要に応じ理事会に報告する。

#### 第8条 いじめ等に対する対応

1, 本校の生徒に対するいじめの存在を疑う事情がある場合、教職員は、生活指導部に対して必要な報告を行う。

2, 生活指導部は、前項の報告等により、本項の生徒に対するいじめを疑うべき事情を把握した場合、その対応に必要な調査その他の対応を行う。

3, 生活指導部は、前項の調査結果を踏まえ、関係者に対し、その必要な指導及び支援を行う。

4, 生活指導部は、前項の取り組みについて必要に応じ理事会に報告する。

#### 第9条 重大事態への対応

- 1, 校長は、いじめ防止対策推進法第28条の趣旨を踏まえ、重大事態の発生を疑うべき事態が存在する場合、学校法人本部及び知事に対し、速やかに報告を行う事とする。
- 2, 校長は、重大事態への対応に当たり、必要に応じて、警察その他の関係機関及び法律、福祉、心理の専門家の協力を得るなどし、適切かつ迅速な対応を行うこととする。

#### 第10条 改正

本方針は、その目的を達成する為常見直しを行い、より適切なものに改訂してゆくこととする。

#### 附則

第1条 本基本方針は平成26年12月1日より効力を有する。